宇部市木造住宅耐震診断事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、市民の安全安心を確保するため、生活の基盤である木造住宅の耐震診断を市が行うことにより、地震による被害を最小限に抑え、市民の生命及び財産を守ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号 に定めるところによる。

(1) 木造住宅

昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての木造住宅(店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の1/2未満のものに限る。)を含む。)のうち在来軸組工法、枠組壁工法又は伝統工法によるもので、階数が3以下のものをいう。ただし、国、地方公共団体その他公共団体が所有する以外のもの。

(2) 耐震診断

財団法人日本建築防災協会発行「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」又は「精密診断法」(時刻歴応答計算による方法を除く。)により、木造住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。

(3) 耐震診断員

木造住宅の耐震診断に関して十分な知識及び経験を有する者で、次のいず れにも該当する者とする。

ア 建築士法第23条の規定に基づく登録を受けた建築士事務所に所属する 建築士であること。

イ 山口県木造住宅耐震診断員名簿(山口県作成)に登録されている者である こと。

(業務委託)

(建築時期の確認)

第3条 市長は、本事業に関する業務の全部又は一部を委託することができる。

- 第4条 この事業は、木造住宅を対象として実施し、次のいずれかにより建築時期の確認を行うものとする。
 - (1) 建築確認済証
 - (2) 登記事項証明書
 - (3) 固定資産税の課税明細書
 - (4) 課税台帳 (所有者の同意書がある場合)
 - (5) その他妥当と思われる方法で市長が認めるもの

(耐震診断)

第5条 市長は、対象木造住宅の耐震診断を実施するにあたり、予算の範囲内で 耐震診断員を派遣する。

(診断申込者)

- 第6条 木造住宅を所有し、自ら居住する者又は特段の事由により所有者が実施できない場合は、市長が適当と認める者(以下「診断申込者」という。)が、前条の規定による耐震診断を申込むことができる。その場合、診断申込者は宇部市木造住宅耐震診断申込書(別記第1号様式)を市長あてに提出しなければならない。ただし、診断申込者は、市税を滞納していない者に限る。
- 2 診断申込者が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でない者、又は暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)及び暴力団員と密接な関係を有しない者であること。

(耐震診断員の派遣の決定)

- 第7条 市長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、 耐震診断員を派遣することを決定したときは、宇部市木造住宅耐震診断員派遣 決定通知書(別記第2号様式)により診断申込者に通知しなければならない。
- 2 市長は、前項に規定する審査の結果、耐震診断員を派遣しないことを決定したときは、その理由を付して宇部市木造住宅耐震診断員を派遣しない旨の通知書(別記第3号様式)により診断申込者に通知しなければならない。

(耐震診断員の選定、決定及び派遣)

第8条 市長は、第7条第1項の規定による決定をした場合は、速やかに宇部市 木造住宅耐震診断実施依頼書(別記第4号様式)により業務受託者に対し耐震 診断員の派遣の要請を行うものとする。

- 2 業務受託者は、前項の規定により派遣の要請を受けた場合は、遅滞なく耐震 診断員を選定し、宇部市木造住宅耐震診断員選定通知書(別記第5号様式)に より市長に通知しなければならない。
- 3 市長は、業務受託者から耐震診断員の選定通知を受けた場合は、速やかに宇 部市木造住宅耐震診断員決定通知書(別記第6号様式)により診断申込者に通 知するものとする。
- 4 市長は、診断申込者に派遣する耐震診断員について通知した場合は、速やかに業務受託者にその旨を連絡し、耐震診断業務を実施させるものとする。
- 5 業務受託者は、派遣する耐震診断員に宇部市木造住宅耐震診断員証(別記第9号様式)を携帯させ、診断申込者の求めに応じて提示させるものとする。 (耐震診断業務)
- 第9条 耐震診断員に実施させる業務は、下記のとおりとする。
 - (1) 耐震診断の実施及び宇部市木造住宅耐震診断報告書(別記第7号様式)の 作成等
 - (2) 宇部市木造住宅耐震補強計画提案書(別記第8号様式)の作成等(耐震診断の結果、評点が1.0未満の場合)
- 2 耐震診断員は、診断業務が終了したときは、報告書等の成果品について業務 受託者の検収を受けた後に、診断申込者に成果品等を手渡し、内容について説 明をした後に、診断申込者から成果品の宇部市木造住宅耐震診断報告書受領書 (別記第10号様式)、及び宇部市木造住宅耐震補強計画提案書受領書(別記第 11号様式)を受け取るものとする。
- 3 業務受託者は、全ての耐震診断業務が完了したときは、完了の日から起算して30日以内に、業務完了報告書(別記第12号様式)を市長に提出しなければならない。

(説明義務及び守秘義務)

- 第10条 耐震診断を行う耐震診断員は、業務の内容に関して診断申込者から説明を求められたときは、誠実に対応しなければならない。
- 2 耐震診断を行う耐震診断員は、業務上知り得た事項を関係者以外に漏らして はならない。

(耐震診断の取り止め)

第11条 診断申込者は、事情により耐震診断を取り止めるときは、速やかに宇 部市木造住宅耐震診断取止め届(別記第13号様式)により市長に通知しなけ ればならない。

(耐震診断員の派遣の取り消し)

- 第12条 市長は、診断申込者が次のいずれかに該当すると認められるときは、 耐震診断員の派遣を取り消すことができる。
 - (1) 虚偽の申請その他不正な行為によって耐震診断員の派遣の通知を受けたとき
 - (2) その他市長が不適当と認める事由が生じたとき (診断費用の返還)
- 第13条 市長は、前条の規定により耐震診断員の派遣を取り消した場合において、既に耐震診断を実施しているときは、診断申込者に対してそれまでに要した費用の支払いを命ずることができる。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附則

- この要領は、平成24年6月20日より施行する。
- この要領は、平成27年3月 9日より施行する。
- この要領は、平成27年4月24日より施行する。
- この要領は、平成31年4月 1日より施行する。
- この要領は、令和 3年4月 1日より施行する。
- この要領は、令和 6年5月13日より施行する。